

1番 磯目泰彦 議員

1 学校教育の充実について

1番 磯目 泰彦 議員の「学校教育の充実」についてお答えいたします。

まず、一つ目のご質問につきましては、重点施策の「2 青少年の健全育成」の「(5) 防犯ボランティアの活用」が、登下校の安全に関連する施策です。防犯ボランティアによる見守り活動を中心に、家庭や学校、地区住民の皆様の協力により、「登下校時の事件・事故の未然防止」に取り組んでもっております。

次に、二つ目の質問につきましては、各小・中学校では、通学路の安全点検とともに、登下校の安全指導を計画的に行っております。特に、小学校では教員がバスに同乗して、乗車時やバス乗降場所周辺の潜在危険箇所などについて確認しながら、安全確保に関する指導を行っております。また、中学校でも、バスの運転手との情報交換を随時行い、安全指導に活かしています。徒歩通学に対しても、小学校では、同行して安全な歩行や横断の仕方を指導しております。また、中学校では、定期的に、下校時の安全を中心に、登下校の安全に関する注意喚起を行っております。

三つ目の質問ですが、今後、定住促進住宅の建設や宅地造成事業等社会情勢の変化に伴い、徒歩で通学する地区は増加する可能性があります。

四つ目の質問ですが、現在、児童生徒数が減少している状況でありますので、在住地区も減少していくものと推測されます。

五つ目の質問につきましては、安全な乗降場所の確保等の課題、

運動不足による体力の低下や肥満等の健康問題も懸念されます。また、保護者の合意形成も必要となりますので、現段階では、希望する児童生徒全員をバス通学にすることは、考えておりません。

六つ目の質問につきましては、学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に、適正な学校の規模や通学距離、通学時間の基準などが示されております。通学時間に関しては、概ね1時間以内を一応の目安として、市町村が適正な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消することになっております。

本町につきましても、遠距離通学の児童生徒のために、通学バス管理規則や通学バス運行規定に基づき、運行区間と利用対象児童生徒を指定し、安全なスクールバス運行を行っております。

5番 岩淵清幸 議員

1 災害発生時における避難所の新たな考え方について

5番 岩淵 清幸議員のご質問にお答えいたします。

災害発生時における避難所の新たな考え方につきましては、日本国内において感染経路が特定できない感染者が現在も確認されている状況であるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症地域の感染状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要であると認識しております。

まず、1つ目の旅館やホテル、あるいは他の民間施設との協定につきましては、発生が想定される災害の種類や災害の規模等の状況等によっては、あらかじめ指定しております指定避難所以外の避難所を開設することも考慮しなければならないと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策本部においても、避難所の在り方について協議したところでありますが、万が一感染が疑われるような方には、町有施設で現在利用されていない施設が本庁地区、支所地区毎に数棟ありますので、そこへ避難していただくことや、避難所が過密状態になることを防ぐために可能な場合は親戚や友人宅等へ避難していただくことも想定しております。今後、民間施設との協定につきましても前向きに検討しているところであります。

また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施の主体として県が中心となることから、本町のみでは十分な感染者への対応が困難であり、近隣の市町村との調整も必要となりますので、ホテルや旅館等の活用については、県やホテル旅館等も含めた中で体制の整備をすすめて参りたいと考えております。

次に、災害の種類による地区集会所の洗い出しの必要性につきましては、想定される災害の種類、規模等にもよりますが、台風や豪雨を想定しますと、平成29年度に作成いたしました柳津町防災マップにおいて土砂災害警戒区域内にある地区集会所は14箇所とされております。地区ごとに状況も異なることから、地域の実情を勘案し災害の状況や安全性を確認した上で早期に対応して参ります。また、町民の皆様には災害種別等に応じた避難をしていただけるよう引き続き周知して参りたいと考えております。

次に、高齢者等の要支援者の避難につきましては、気象庁や県から発信されます防災気象情報をもとに、町災害対策本部から防災無線等で発出する住民避難情報により早めの避難を周知しているところであります。

洪水や土砂災害が発生する危険性の高まりに応じて警戒レベルがあり、原則として警戒レベル3が発令された場合には、高齢者等の避難に時間がかかる方に関しましては避難していただくこととなっております。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯への避難に関しましては、区長をはじめ、民生委員や消防団員からの声掛けをお願いしているところであります。

さらに、国の「令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」や、「福島県台風19号等に関する災害対応検証委員会」等では、災害の状況によっては、指定避難所以外の避難について、安全な場所に親戚・知人宅がある場合は、緊急的な避難先として考慮することが示されております。

避難しなかった、避難が遅れたことによる被災や豪雨・浸水時の

屋外移動中の被災など、高齢者等の被災が多かったという報告もされておりますので、自らの命は自らが守る意識を持って、自らの判断で避難行動をとっていただけるよう、町としても避難情報や避難の呼びかけについて、タイミングを逃すことなく、わかりやすく伝えられるよう努めて参ります。

次に、避難所におけるクラスター防止のためのスタッフ育成の必要性につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態措置が全国で解除されましたが、全国的にはクラスターが確認されている地域もいまだにある状況でありますので、必要であると考えております。

現在、地区集会所における避難所の運営につきましては、地区区長をはじめとして対応していただいているところでありますが、現在の状況下で災害が発生した場合には、町で備蓄しておりますマスクや消毒液など各避難所に配備するとともに、避難所における感染防止対策についてマニュアルを作成し、町民の方が感染しないよう区長や地区役員、消防団の方などにご協力をいただき対応していただけるよう、あらゆる機会を通して指導して参りたいと考えております。

次に、避難所における感染防止のためのマニュアルにつきましては、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症地域の感染状況を勘案し、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底して感染症拡大予防・防止対策に万全を期することが重要であります。町の新型コロナウイルス感染症対策本部におきましても、議題としたところでありますので、平成22年

度に国の研究班が作成した「避難所における感染対策マニュアル」を参考として、早期に新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針を取りまとめてお示しできればと考えております。

次に、避難所の健康状態を確認するための健康チェックリストにつきましては、避難所生活が長期に及ぶ場合は様々な健康への影響が懸念され、避難所生活をされる方の健康を守るための対策が重要となります。国や県から示されているガイドラインやマニュアル、また、全国保健師長会の「災害時の保健活動推進マニュアル」等を参考に保健師、管理栄養士等の保健衛生担当と協議して整備して参りたいと考えております。

次に、規模の大きい避難所におけるプライバシーの確保につきましては、災害によっては避難所での生活が長期間に及ぶ場合が想定されます。そのような状況が見込まれる場合は、必要に応じてプライバシーが確保された部屋や相談できる場所、また、避難者同士の交流スペースの設置などに配慮した環境づくりに努めていかなければと考えております。なお、町では屋内での集団生活におけるプライバシーを確保できるよう、間仕切り用パーテーションとして避難ルームを計画的に整備して参ります。

また、居住区分につきましては、感染の疑いのある方、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど、災害発生時に配慮を要する方について、優先的にスペースを利用できる避難所開設に努めていく必要があると考えております。

3番 伊藤純議員

1. 本町における新型コロナウイルス感染症に係る今後の課題について

3番 伊藤 純議員のご質問にお答えいたします。

まず、本町における新型コロナウイルス感染症による入込客数や宿泊客数の減少把握につきましては、例年月毎の観光客入込数状況調査を実施しており、各施設から3ヶ月に一度の報告を受けております。直近のデータとしては、令和2年3月分が最新となっており、宿泊客も含めた入込数は、32,480人、前年同月比5,765人の減、15%の減少となっております。宿泊者数のみをみますと、1,045人、前年同月比798人の減、43%の減少となっております。今後4月分・5月分の報告をいただくようになっておりますが、更に減少は激しいと思われれます。

参考としまして、県旅館ホテル生活衛生同業組合が組合員に対して実施したアンケート結果では、3月が前年同月比で約4割減、4月が約7割減の宿泊数となっております。

次に、町内旅館・飲食店等全般にわたる損失等の試算につきましては、事業所への支援として実施しました応援金給付の申請内容の数字となりますが、52事業所の合計額で令和2年3月と4月の合計売上金額が前年同月比で、8,254万円の減、46.7%の減少となっております。ゴールデンウィーク期間の5月はさらに減少していると考えられます。

次に、今後の町全般の産業への支援対策につきましては、緊急事態宣言は解除され、観光業に対しての様々な支援対策として、国は

ツアー会社等へのクーポン付き旅行商品の造成支援、県においては、県民を対象とした観光周遊宿泊支援対策などを打ち出しております。

町としましては、まず3月・4月にコロナ禍の影響を受けたサービス業や小売業を対象として応援金の支給を行いました。対象を拡大し、ゴールデンウィーク期間の5月、さらには6月に影響を受けた事業者を対象とした応援金の支給を考えております。

また、秋冬の観光客誘客を図るため、宿泊助成事業や誘客PR事業を計画しておりますが、国の詳細な支援内容をみながら進めて参りたいと考えております。

農業におきましては、現時点では大きな影響を受けているという情報はありませんが、6月下旬から出荷予定のカスミ草は、3密回避による葬儀や結婚式の縮小などの影響を受けるのではないかと懸念されており、市場の状況を注視していかなければならないと思っております。また、夏秋野菜の収穫、米の収穫が控えておりますが、現時点では、どの程度影響がでるのか不明でありますので、国県等の情報を収集しながら、支援策を講じていかなければならないと考えております。

建設業については、公共事業を受注している業者のコロナ禍の影響は少ないものと考えておりますが、建築業においては、3月はほぼ影響を受けなかったものの4月に入ってから、コロナ禍の収入減による受注の減少や子供の自宅待機などによる、個人宅での作業制限等から仕事ができない等の影響を受けていると聞いております。

現段階での支援策としては、建設業・建築業を新たな応援金の支援対象とすることを考えております。

7番 田崎信二 議員

1 新型コロナウイルス感染に対する考え、取り組みについて

7番 田崎 信二議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染に対する考え、取り組みにつきまして、本町では、新型コロナウイルスが指定感染症に認定され県の対策本部も設置されたことに伴い、2月19日に私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策を全庁あげて取り組んでおります。

国・県等の関係機関とは、情報を共有し連携を図りつつ、その情報に基づき町での感染症拡大防止について、対策本部で方針を決定してきたところであります。

また、感染予防、まん延防止を図るため全町民へマスクを配布し、防災無線や広報誌等を通じて感染症対策を町民へお知らせしてきたところであります。町民の皆さまには、この対応のために外出の自粛や公共施設の休業等でご協力をいただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

緊急事態措置が福島県で5月15日に、25日には全国で緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスは全国的にはまだ収束したとは考えにくいことと、今もなお感染経路が不明な新規感染者が確認されていることなどからも、この闘いは長期戦になることが見込まれております。

町としましても、会津では感染者が確認されておりませんが、今後再び感染が拡大する可能性も十分にありますので、国の専門家会議等で推奨しております、基本的な対処方針、手洗いなどの手指衛

生、マスクの着用、人と人との距離を確保し、3密といわれる換気の悪い密閉空間、大勢いる密集場所、間近で会話する密接場面を避けることなどを徹底していただくこと、さらには、感染拡大を予防するため新しい生活様式を励行し定着を図れるよう、あらゆる機会を通じて町民へ要請して参りたいと考えております。

7番 田崎 信二 議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

本町の各学校で、臨時休業を行った期間は、4月22日(水)から5月22日(金)までの19日間です。この期間中、5月7日(木)から登校日を設定して、各学校ともに7日間登校し、授業を実施しております。

今後、夏季休業中の7月21日(火)から7月31日(金)までの7日間、8月20日(木)から8月24日(月)までの3日間、計10日間の登校日を予定しております。この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しです。

なお、冬季休業中の登校日につきましては、今後、臨時休業を行うような状況が生じた場合に実施を検討いたします。

10番 齋藤正志 議員

1 新型コロナによる政府の緊急事態宣言解除にあたり今後の街の対応・取組みについて

10番 齋藤 正志 議員のご質問にお答えいたします。

本町の各学校で、臨時休業を行った期間は、4月22日(水)から5月22日(金)までの19日間です。この期間中、5月7日(木)から登校日を設定して、各学校ともに7日間登校し、授業を実施しております。

今後、夏季休業中の7月21日(火)から7月31日(金)までの7日間、8月20日(木)から8月24日(月)までの3日間、計10日間の登校日を予定しております。この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しです。

なお、冬季休業中の登校日につきましては、今後、臨時休業を行うような状況が生じた場合に実施を検討いたします。

次に、中学3年生の高校入試対策につきましては、中学校として、夏季休業中にICT機器を活用した学習相談を実施する計画で、2学期には、昨年度も実施しておりますが、「放課後学習会」を、必要に応じて実施する予定です。必要な指導を適切に行うように、指導して参ります。

なお、大学受験に関しましては、町でかかわることが非常にむずかしいので、特に対応等は考えておりません。

10番 齋藤正志議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

コロナ禍が終息したときの更なる魅力あるまちづくりにつきまして、町の観光・商工業はコロナ禍の影響により多大な被害を受けており、今後町としましても国県の施策や交付金等を活用し、落ち込んだ観光需要等の回復に向けて各種施策・事業を進めて参ります。

そのような中、コロナ禍の終息を見据え、観光客の誘客を図ることと並行して、魅力あるまちづくりを進めて行くために歴史的風致維持向上計画の策定を加速させていかなければならないと考えております。現在の進捗状況としましては、本年3月に県の担当職員を講師とし、班長以上を対象とした勉強会を実施しており、4月には庁内によるプロジェクトチームを設置し、1回目の会議を行っております。

また、コロナ禍の影響により外部からのアドバイザーを招聘することができませんでしたが、アドバイザーとのインターネットを活用したオンラインでの打ち合わせを実施しており、さらに既に認定を受けている市町村より認定までのスケジュール等の情報収集を行い、紙焼き写真をデータ化するアーカイブス事業の準備を進めております。

2番 新井田順一 議員

1 新型コロナウイルス感染症に伴う児童・生徒への心の配慮と学習支援について

2番 新井田 順一 議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問につきましては、文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を踏まえて、児童生徒への指導事項や保護者への依頼・要請事項、日常の教育活動での留意事項などを具体化して、感染症予防に努め、各学校の校長等と意見交換を行いながら、充実した教育活動を進めたいと考えております。

二つ目のご質問につきましては、今後、夏季休業中の7月21日（火）から7月31日（金）までの7日間、8月20日（木）から8月24日（月）までの3日間、計10日間の登校日を予定しております。この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しであります。

また、学校行事への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、延期した小学校の修学旅行につきましては、方面を変更して、11月に実施する計画です。また、中学校の修学旅行につきましても、アンケートを実施して方面や実施時期を検討する予定です。そのほかの行事につきましても、可能なものについては、計画を一部変更して、「3密」を回避しながら実施するよう、各学校へ指導しております。

三つ目のご質問につきましては、既に中体連の全国大会や県大会は、中止の決定がなされておりますが、会津地区の中体連では替わりになる大会や試合などを開催できないか検討中です。

中学校では、3年生に対して進路指導を含めて様々な指導を適切に行っております。生徒の気持ちに寄り添いながら、次の目標を持つことや新たな目標に向かって挑戦することができるように、指導が進められると考えております。

四つ目のご質問につきましては、本町では臨時休業中に、ICT機器を活用したオンライン授業を試行しました。広報でも紹介しましたが、学習だけでなく、児童生徒の健康管理、課題の実施状況の確認などでも活用できたので、今後の本格的な実施に向けて有意義な試行となりました。

今月中に、一人に1台タブレット端末を配置できる見通しですので、今回の臨時休業と同様に、家庭での学習にも活用できるように貸与したいと考えております。

民間のオンライン授業・教材の活用につきましては、中学校の指導との兼ね合い、経費の問題もあるので、一斉に今すぐ活用することは考えておりません。

2. 畜産業者による臭気対策について

2番 新井田順一議員のご質問にお答えいたします。

畜産業者による臭気対策につきましては、現在、事業者において、臭気の発生源となっている全ての豚舎への消臭ネットの設置、フィルター式脱臭装置の設置等の対策工事を実施しております。消臭ネットの設置は6月下旬、フィルター式脱臭装置の設置は11月中旬の完成を予定しており、工事の進捗につきましては、毎月1回開催している事業者・地区・町の三者による情報交換会で確認しております。

また、現在、農場での飼育数は6,500頭ほどであります。既に建築が終了している敷地上段の豚舎への搬入が6月中旬から始まり、8月には飼育数が12,000頭となる予定となっております。

議員ご指摘のとおり臭気対策の現状を町民にお知らせしていくことは、町としても重要であると考えており、対策の状況や豚の搬入状況などを、麻生地区だけではなく全地区にお知らせしていただくよう、事業者へ指導を行っているところであります。

また、本年3月には麻生地区の皆さんに臭気に関するアンケート調査にご協力いただいております。その中において、町への要望として昨年9月に実施しました、女性のための相談会の継続実施を求める声もありましたので、担当課と協議していきたいと考えております。

今後も、臭気問題の早期解決ができるよう引き続き事業者に対して必要な指導や助言を行って参ります。

8番 荒明 正一 議員

1. 道路行政の今後の考え方について

8番 荒明正一議員のご質問にお答えいたします。

道路行政の今後の考え方の一つ目につきましては、人間の血管を道路としてとらえた場合、全身に酸素や栄養を供給する役割を担い、全身に限なく巡る血管により、血液が行き渡ることによって人の健康が維持されています。道路も隅々まで行き渡ることによって町が形成され、そこに住む町民の生活が維持されています。

血管が古くなり、障害が発生すれば健康が失われるのと同じように、道路も老朽化や自然災害により機能を失えば、復旧までの間、その先にいる町民の生活に影響が生じます。何よりも最優先で守らなければならない生活の生命線とも言えます。

全身に栄養を届ける毛細血管のすべてが、正常に機能していくことが大切なことですが、道路行政に置き換えてすべてを賄っていく上では、当然莫大な予算と時間を要します。

道路には交通のための舗装面だけでなく、維持管理に大きな費用のかかる橋梁、災害を引き起こさないための法面保護や排水路など、例えば数メートルの距離であったとしても、整備には修繕費用が発生します。

これからの時代は少子高齢化が更に顕著となりつつあり、税収も減少傾向にあることから、町の財政状況はますます厳しくなっており、決められた予算の中で、町民の生活道路を隈なく維持していく

には、心臓を町の中心部として、生命線である動脈や静脈に例えれば、まずは主要路線を最優先に交通をストップさせないことが、重要であると思います。

そして、末端で体の隅々に至る毛細血管としての町道や林道については、時代の移り変わりの中で人の交通のなくなる路線もこれから出てくることから、各地区の皆様と情報を共有し、町民が生活していくために必要な路線へ少しでも多くの予算を投入できる道路行政を進めていかなければならないと考えております。

二つ目につきましては、道路が良くなることが生きがいと仰っていただけることは、町予算の中で大きな割合を占める道路行政としては大変嬉しいことでもあります。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、厳しい情勢での決められた予算であることから、新規道路の開拓といった大きな費用のかかる事業はなかなか難しい状況であります。

このため、高齢者が安心して交通することのできる災害のない道路を目指した維持修繕に、今後も努めて参ります。

次に、道路の安全性の確保と管理の在り方の、一つ目につきましては、道路の安全走行について、最も大切なことは運転者の安全運転意識の向上に他なりません。近年は高齢ドライバーの思いがけない交通事故も多発しております。

本町でも高齢ドライバーは増えておりますが、安全走行のための対策として、視認性向上のカーブミラーや転落防止のガードレール、道路の沈下や穴等、補修により解消しています。

また、脱輪防止や拡幅効果に伴う更なる事故抑制のため、毎年一

定距離での道路側溝の蓋掛けも実施しております。

ただし、これらの道路施設は飽くまでも正常な運転をしていることが前提の設備ですので、今後も交通安全の啓発と合わせて、事故のない道路となるための維持管理を進めて参ります。

2. 道路の安全性の確保と管理の在り方について

二つ目の、限界集落が多くなっている現状での道路の草刈りについてですが、現在、町では林道の主要路線を中心に緊急雇用創出事業で8人を雇用し、草刈りを実施しています。

しかし、それだけで回り切れない路線については、民間土木業者への委託も併用し実施しておりますが、全ての地域の道路を賄うには人的にも財政的にも困難な状況であり、やはり昔からの地区人足もお願いし、地域の皆様と共に維持管理をしていく必要があります。

ただし、高齢化や人口減少が更に顕著となってくれば、どうしても地域だけでは対応しきれない集落が増えてくるのではと思われませんが、町内にはまだまだ現役で仕事のできる元気な高齢者の方もたくさんおり、そういった方々の雇用の場や収入源となることも考慮し、町内で高齢者が働ける場を提供している団体などを活用していくことも、一つの方法ではないかと思えます。

三つ目の、新型コロナ対策のひとつとして、各集落への草刈りの謝礼ということではありますが、地区人足で林道などの維持作業をしていただく際に、重機の借り上げ代について町で負担、碎石などの原材料については支給しております。そのような形での地区への支援は今後も続けて参りたいと考えていますので、まずは役場へご相談いただき、今後もどのようにすれば生活に必要な路線を守ってい

けるかを、地域の皆様と共に考えていきたいと思ひます。